

修士論文（要旨）

2020年1月

多文化共生社会を目指す地域日本語支援
— 自主夜間中学における年少者日本語教育支援 —

指導 齋藤 伸子 教授

言語教育研究科

日本語教育専攻

217J3005

高橋 康子

Master's (Abstract)
January 2020

Enhancing Coexistence in a Multicultural Society: The Role of a Regional Community
of Volunteers in Supporting Japanese language Students from Abroad

Yasuko Takahashi

217J3005

Master's Program in Japanese Language Education

Graduate School of Language Education

J. F. Oberlin University

Thesis Supervisor: Nobuko Saito

目次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 序章 | 1 |
| 第1章 研究の背景..... | 2 |
| 1.1 外国籍の子どもの現状..... | 2 |
| 1.2 学習機会の保障と日本語教育 | 3 |
| 1.3 年少者の日本語教育 | 5 |
| 1.4 義務教育の保障と不就学の問題..... | 6 |
| 1.4.1 不就学の実態調査 | 6 |
| 1.4.2 不就学についての先行研究 | 11 |
| 1.4.3 不就学ゼロの取り組み | 16 |
| 第2章 研究の目的 | 20 |
| 第3章 夜間中学校..... | 21 |
| 3.1 夜間中学校の実態調査..... | 21 |
| 3.2 夜間中学校設立の背景..... | 31 |
| 3.3 夜間中学校の先行研究..... | 32 |
| 3.4 夜間中学校における日本語教育..... | 34 |
| 3.5 夜間中学校の存在意義..... | 35 |
| 3.6 夜間中学校の現状と問題点..... | 37 |
| 第4章 自主夜間中学校 | 40 |
| 4.1 公立夜間中学校と自主夜間中学校 | 40 |
| 4.2 自主夜間中学校設立の背景と現状 | 41 |
| 第5章 調査概要と方法 | 49 |
| 5.1 調査対象者 | 49 |
| 5.2 調査方法 M-GTA | 50 |
| 5.3 インタビュー調査内容..... | 53 |
| 第6章 調査結果の分析と考察..... | 54 |
| 6.1 調査結果の分析 | 54 |
| 6.1.1 分析ワークシート (1~13) | 54 |
| 6.1.2 分析結果表..... | 64 |
| 6.1.3 分析結果図..... | 65 |
| 6.1.4 ストーリーライン | 67 |
| 6.2 調査結果の考察 | 68 |
| 第7章 本研究の総合的まとめと課題 | 70 |
| 7.1 本研究の総合的まとめ | 70 |
| 7.1.1 夜間中学..... | 70 |
| 7.1.2 外国人の子どもの不就学..... | 73 |
| 7.2 課題—多文化共生社会の構築—..... | 74 |
| 7.2.1 年少者の日本語支援に関する課題(母語教育と学習言語)..... | 74 |
| 7.2.2 A 自主夜間中学校及び公立夜間中学校の課題..... | 77 |
| 7.2.3 「心の壁 日本社会の閉鎖性」の克服..... | 79 |

謝辞

参考文献・参考 URL

巻末資料：インタビュー内容、インタビュー同意書

要旨

本研究の目的は、稿者が参加している A 自主夜間中学における年少者日本語支援等の活動を通して、多文化共生社会を実現するために自主夜間中学が担う役割を探ることである。

日本政府は少子高齢化による労働者不足を解消するために外国人労働者拡大施策を進めているが、それに付随して日本社会は、海外から多様な文化背景を持つ人々を隣人として迎え入れ、違いを認め合い、対等な関係で共生する「多文化共生社会の構築」という課題に直面している。日本に在留する外国人 273 万人のうち 146 万人が外国人労働者（2018 年 10 月、厚生労働省）であり、さらに 2018 年 4 月に改正出入国管理法が施行されて新たな在留資格である「特定技能」が設けられ、今後 5 年間で 34 万 5000 人の外国人技能労働者の受け入れを見込んでいるが、受け入れ側の雇用主による暴力、賃金不払いなど非人道的な労働環境が原因で生じた年間 9052 人もの技能実習生の失踪（2018 年、法務省調査）や、東京、愛知、大阪など都市部を中心に学校に通っていない可能性がある不就学の外国籍小中学生が全国に 2 万人いるという現状（2019 年 5 月、文部科学省調査）は、日本政府及び受け入れ側の企業が、外国人労働者を人間ではなく使い捨てる安価な労働力とみなし、社会の一員として迎える姿勢が欠如していることを明確に示していると考えられる。

以上の背景を踏まえて、本論文の第 1 章、第 3 章、第 4 章では、政府の「外国人労働者拡大施策」に付随する問題を検証し、第 5 章と第 6 章では、A 自主夜間中学校に参加している外国ルーツの年少者 Y への半構造インタビュー調査を実施し、木下康仁が開発した「修正版グランデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA)」の分析技法を用いて、多文化共生社会の実現を目指す A 自主夜間中学校の役割を考察した。Y へのインタビュー調査の結果、A 自主夜間中学が「日本語支援の場所」であるとともに、「安心して勉強できる居場所」、「異文化理解の場所」、「問題解決の場所」、「必要な情報を入手できる場所」、「社会参加の準備をサポートする場所」という役割を担っており、Y にとって「大事な場所」であることが明らかになったが、年少者日本語支援に関しては、稿者の力不足のため十分な支援ができなかった。特に学習言語及び漢字学習の支援に関して、今後の課題として研究したい。

また、「外国人労働者拡大施策」に付随する問題を検証した結果、これまで多文化共生社会の実現を阻んできた (1) 憲法や法律がすべての人々に行き渡らなかった問題と夜間中学、(2) 法律の解釈によって生じた問題と不就学という法律や制度に係る問題が明らかになった。教育法規の基本である日本国憲法第 26 条と教育基本法第 4 条および第 5 条には、教育を受ける権利及び義務教育について、「すべての国民が等しく教育を受ける権利がある」と定めているが、戦後の厳しい生活環境の中で、法律で保障されていても義務教育を受けられなかった人々ばかりでなく、被差別部落の子ども及び「外国人の子どもは、義務教育の対象ではない」という法律の解釈によって除外された在日韓国朝鮮籍のオールドカマーの子どもが存在し、受け皿として機能していた夜間中学や自主夜間中学に出会って識字や基礎教科などを学ぶことができた体験を、A 自主夜間中学校や全国夜間中学研究会で当事者から聞いて稿者は衝撃を受けた。夜間中学校および自主夜間中学校のスピーチ大会では、在學生や卒業生たちが、「学ぶことで自分の言葉を獲得し、自分の存在が肯定でき、自信をもって生きられるようになった。」と学ぶ意味と喜びを語り、夜間高校、大学へと進学した被差別部落の女性は、「ことばと文字は切り離すことができない。文字とは、ことばを支えるもの。」と語って、識字と基礎教育がいかに大切かを強調した。

政府は、戦後 70 年間、夜間中学校の存在に否定的な立場をとり続けたが、近年、夜間中学の必要性を認め、政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」で、「夜間中学を知っていますか」というタイトルで、夜間中学校の所在地や入学案内などの情報を発信している。

「時代を映す鏡」と言われる夜間中学校は、近年、未就学、不就学、形式卒業などの背景をもつ日本人学習者ばかりでなく多国籍の労働者や子どもたちが在籍しており、日本語や基礎教科を学び様々な年代の生徒と交流できる貴重な居場所となっている。多様な文化背景の生徒が、違いを認め合って学び合う姿は「多文化共生社会の縮図」でもあるが、公立夜間中学は、9つの都府県に33校しか設立されていないことと、夜間中学の生徒約1700人のうち80%を占める外国籍生徒に日本語を教える専門の教員が不足しているという課題があり、現場の教育関係者は専門科目の他に日本語を教えることは負担が重すぎるので、外国人生徒への日本語教育を担う教員を確保するための支援拡大を行政に要請している。

国と地方自治体に対し、外国人や外国ルーツの子どもに日本語教育を実施する責務を定めた「日本語教育推進法」（2019年6月28日公布、施行）には、日本語教育は「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現」を目的とし、基本理念として「年少者の家庭において使用する言語の重要性に配慮する必要がある」と記されているが、年少者の母語教育を実施している公立学校は限られているため、子どもが母語を喪失し親との意思疎通が不可能になるケースも多い。未来を担う外国ルーツの子どもが健やかに成長し、活力ある共生社会を構築するには、日本語教育だけではなく、子どもが母語を維持し母文化を尊重するための母語教育も重要であり、親や地域のバイリンガル支援者などと協力関係を作って、学校教育及び行政が連携して母語教育を実施する必要があると考える。

川崎市は、外国ルーツの市民を標的にしたヘイトスピーチ（憎悪表現）に罰金が科せられる刑事罰条例を作り、2019年12月12日に定例市議会本会議で可決成立した。ジャーナリストで武蔵大学教授のアンジェロ・イシが指摘するように日本には、単一民族という幻想があるため外国人に対し、安心や安全が脅かされるという根拠のない不安を抱く日本人もいるので、共生社会の実現のためには、日本社会の閉鎖性という「心の壁」を克服することが稿者も含めて最大の課題であると考えられる。

参考文献

- 荒牧重人他編(2017)『外国人のこども白書—権利・貧困・教育・文化・国籍と共生の視点から』明石書店
- 有吉英樹(1997)「義務教育未終了者の学習保障に関する一考察」『北九州市立大学五十周年記念論文集』
- 庵功雄(2016)『やさしい日本語—多文化共生社会へ』(岩波新書) 岩波書店
- 庵功雄他編(2013)『「やさしい日本語」は何を目指すか—多文化共生社会を実現するために』ココ出版
- 石井恵理子(2017)「子どもの日本語教育—人権としてのことばの教育—」『外国人労働者受け入れと日本語教育』ひつじ書房 pp.183-208
- 大多和雅絵(2017)『戦後夜間中学校の歴史—学齢超過者の教育を受ける権利をめぐる』六花出版
- 岡崎洋三他編(2003)『人間主義の日本語教育』日本語教師のための知識本シリーズ③ 凡人社
- 川上郁雄他編(2009)『「移動する子どもたち」のことばの教育を創造する』シリーズ 多文化多言語主義の現在 2 ココ出版
- 川上郁雄他編(2011)『移動する子どもたちのことばの教育学』くろしお出版
- 木下康仁(1999)『グラウンデッド・セオリー・アプローチ』弘文堂
- (2003)『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践—質的研究への誘い』弘文堂
- (2006)『ライブ講義 M-GTA—実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて』弘文堂
- 小島祥美(2016)『外国人の就学と不就学：社会で「見えない」子どもたち』大阪大学出版会
- 小島祥美(2018)「〈ジモト〉をつくる外国人教育—不就学ゼロをめざして」2018年世界12月号 岩波書店 December no.915 pp.132-141
- 埼玉に夜間中学を作る会 川口自主夜間中学編『夜間中学と日本の教育の未来』(2018) 東京シューレ出版
- 佐久間孝正(2006)『外国人の子どもの不就学—異文化に開かれた教育とは』勁草書房
- 佐久間孝正(2011)『外国人の子どもの教育問題—政府内懇談会における提言』勁草書房
- 清水睦美(2009)『いちょう団地発！外国人の子どもたちの挑戦』岩波書店
- 就学事務研究会編(平成10年)『改訂版就学事務ハンドブック』第一法規出版
- 信愛塾文庫 第4集(2017)『外国人との共生—歴史・教育・法律から学ぶ』NPO法人 在日外国人教育生活相談センター・信愛塾
- 鈴木勲編著(昭和56年)『遂条学校教育法』学陽書房
- 高野雅夫(1993)『夜間中学生 タカノマサオー武器になる文字とコトバを』解放出版

社

高橋美能(2019)『多文化共生社会の構築と大学教育』東北大学出版会

田尻英三他編(2007)『外国人の定住と日本語教育』[増補版] ひつじ書房

田尻英三編(2017)『外国人労働者受け入れと日本語教育』ひつじ書房

田巻松雄(2017)『未来を拓くあなたへ―「共に生きる社会」を考えるための10章』
下野新聞社

田巻松雄他編(2013)『地域のグローバル化にどのように向き合うか―外国人児童生徒
教育を中心に―』宇都宮大学国際学叢書下野新聞社

中島和子(2010)『マルチリンガル教育への招待―言語資源としての外国人・日本人年
少者―』ひつじ書房

中島和子(2016)『バイリンガル教育の方法―12歳までに親と教師ができること―』ア
ルク

西山教行他編『異文化間教育とは何か―グローバル人材の育成のために―』(2015)く
ろしお出版 pp.23-40

日本の社会教育 第35集(平成3年)日本社会教育学会「国際識字10年と日本の識
字問題」日本社会教育学会

バトラー後藤裕子(2011)『学習言語とは何か―教科学習に必要な言語能力―』三省堂

松崎運之助(1979)『夜間中学：その歴史と現在』白石書店

宮崎幸江編(2014)『日本に住む多文化の子どもと教育―ことばと文化のはざまで生き
る』

上智大学出版

宮島 喬(2003)『ともに生きられる日本へ』有斐閣選書

宮島 喬・太田晴雄(2005)『外国人の子どもと日本の教育―不就学問題と多文化共生
の課題』東京大学出版会

宮島 喬(2014)『外国人の子どもの教育―就学の現状と教育を受ける権利』東京大学
出版会

夜間中学と教育を語る会(2018)「夜間中学の基本事項 Q&A～義務教育機会確保法と文
部科学省の方針を踏まえて～」改定3版

(新聞記事)

朝日新聞社説「外国人の就学―等しく学びの保障を」2019年3月1日

朝日新聞「be」フロントランナー「ジャーナリスト・武蔵大学社会学部教授アンジェ
ロ・イシさん(52歳) 移民と社会、現場歩きつなぐ」2019年7月20日

朝日新聞「外国人の子 文科省初調査 不就学2万人の可能性」2019年9月28日

朝日新聞「ヘイト刑事罰条例成立 公の場で 海外出身者・子孫に」2019年12月13
日

参考 URL

浅野慎一(2012)「ミネルヴァの梟たち―夜間中学生の生活と人間発達」神戸大学大学
院人間発達環境学研究科 研究紀要第6巻第1号

[www.lib.kobe-u.ac.jp › repository](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository) (2019.03.10 閲覧)
朝日新聞デジタル「日本語習得を後押しする法案が可決 国の責務を明確に」
2019年6月20日 [https://www.asahi.com › articles](https://www.asahi.com/articles) (2019.06.25 閲覧)
NHK ハートネット 生きるために学びたい夜間中学に集う若者たち 2018年9月21日
<https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/113/> (2019.07.15 閲覧)
NHK ニュース「日本語教育推進法案」が参議院で可決され衆議院へ送られた
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20190528/k10011932371000.html>(2019.06.23 閲覧)
外務省 諸外国・地域の学校情報 フィリピン共和国-Ministry of Affairs of Japan
[https://www.mofa.go.jp › mofaj › toko › world_school › infoC11400](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/infoC11400)(2019.07.10 閲覧)
川口自主夜間中学
[https://www.fesco.or.jp › winner › winner](https://www.fesco.or.jp/winner/winner) (2018.12.15 閲覧)
木下康仁「修正版グランデッド・セオリー・アプローチ (M-GTA) の分析技法」
[https://toyama.repo.nii.ac.jp ›](https://toyama.repo.nii.ac.jp/) (2019.09.10 閲覧)
栗田克実(2001)「公立夜間中学の諸問題—歴史、現状、課題」『北海道大学大学院教育学
研究科紀要』<http://hdl.handle.net/2115/28827> (2019.05.11 閲覧)
釧路自主夜間中学「くるかい」
[www.do-shiminkatsudo.jp › center › info › kurukai](http://www.do-shiminkatsudo.jp/center/info/kurukai) (2018.11.10 閲覧)
厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ(平成29年)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html> (2018.01/06 閲覧)
札幌遠友塾自主夜間中学
<https://www.fesco.or.jp/winner/h25/winner.php?wid=12046> (2019.06.20 閲覧)
椎名慎太郎(2016)「夜間中学をめぐる」『山梨学院生涯学習センター紀要』第20号
[https://ygu.repo.nii.ac.jp ›](https://ygu.repo.nii.ac.jp/) (2019.08.20 閲覧)
政府広報オンライン 2018年3月8日暮らしに役立つ情報より「夜間(やかん)中学(ちゅうがく)を知(し)っていますか?」
[https://www.gov-online.go.jp › useful › article](https://www.gov-online.go.jp/useful/article) (2018.12.29 閲覧)
仙台自主夜間中学
[www.sendai-shimincenter.jp › miyagino › syogaigakusyu › tayori](http://www.sendai-shimincenter.jp/miyagino/syogaigakusyu/tayori) (2018.09.20 閲覧)
全国自主夜間中学関係諸グループ一覧 2017年9月
http://zenyachu.sakura.ne.jp/public_html/jishuyachu.html (2019.05.06 閲覧)
文化審議会国語科分科会 H.21.2.27 資料
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/r1393555_01.pdf
(2019.01.06 閲覧)

文化庁「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/1418260.html（2019.8.22 閲覧）

法務省入国管理局平成30年6月末現在における在留外国人数について（速報値）

www.moj.go.jp/

nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00076.html（2019.01.06 閲覧）

松戸自主夜間中学

<https://mainichi.jp/articles/ddl>（2019.03.16 閲覧）

文部科学省(2009) 外国人の子どもの就学状況等に関する調査の結果について（詳細）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm（2019.06.1 閲覧）

文部科学省(2018) 平成29年度「中学校の夜間学級設置促進等推進事業（委託研究Ⅲ）」～夜間中学設置に係わるニーズ調査ガイドライン～

www.mext.go.jp/education/detail/_icsFiles/afieldfile（2019.07.02 閲覧）

文部科学省(2018) 平成29年度「夜間中学等に関する実態調査」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/10/26/1375982_01.pdf（2019.03.18 閲覧）

文部科学省(2019)「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

www.mext.go.jp/b_menu/houdou（2019.12.12 閲覧）

良永朋美(2017)「複言語話者の言語学習ピリーフと日本語・日本語学習への意識調査—複言語を使用する日本語学習者3名を事例として—」https://www.jstage.jst.go.jp/article/jlem/_pdf（2019.08.09 閲覧）